

令和 3 年 12 月 24 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
(令和 4 年 12 月 16 日改正)

1. 趣旨

我が国の文化財は、国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、文化財を適切に保存し確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。また、文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎となり、地域の活性化に寄与するものであり、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが必要である。

文化財を未来へ継承していく技は、令和 2 年に「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界でも高く評価されている一方で、その担い手は高齢化が進み、後継者の不在による技術断絶の危機に瀕している。こうした技は、有形・無形の文化財の確実な継承のためには不可欠かつ代替不可能なものであり、文化財修理等に係る専門的な人材を継続的に確保し、社会全体で支えていく体制づくりが急務となっている。

また、有形の文化財は、経年による劣化が避けられないことから、その保存に当たっては、適正な周期で修理を行うことが必要であるが、近年の総事業量の増加等により修理が遅れ、滅失・毀損など価値喪失の危機にあるものが出てきている。文化財の継承には、無形の文化財も含め特別な用具や種々の原材料が不可欠であるものの、修理技術者同様、生産者の高齢化や減少等により、入手困難となっている。文化財は、一度壊れたり、途絶えたりしてしまえば取り返しのつかないものであり、現代を生きる世代だけでなく、連綿と続く未来の世代に渡って、文化財の魅力や価値を享受し続けることができるようにするためにも、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の確保を計画的に推進する必要がある。

こうしたことを踏まえ、文化財の持続可能な保存体制の構築を図るため、「文化財の匠プロジェクト」を策定し、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進していくこととする。

2. 計画期間

本計画の実施期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年（※）とする。
（※令和 3 年度に一部前倒しして実施する場合は、その期間を含む。）

3. 基本的な考え方

(1) 持続可能な保存・継承体制の構築を図るための総合的な支援

文化財の保存・継承に係る取組を持続可能なものとするため、文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料のうち、担い手・後継者確保の課題が深刻なものについて、最終消費者（川下）である修理技術者や無形の文化財の保持者、保

持団体等から原材料生産者（川上）までの供給連鎖の状況を踏まえ、生産支援を図るとともに、将来にわたって安定的に確保するための制度的な仕組みについて検討を行う。

文化財の保存・継承に欠くことのできない修理技術や用具・原材料の製作技術等について、選定保存技術として選定し、担い手の認定拡大と後継者養成を支援する。また、担い手自身が、自らの仕事が文化財保護に貢献しているとの認識を持てるようにするとともに、広く後継者・支援者の輪を広げられるよう、これらの技術や担い手の社会的認知を向上させる取組も併せて検討・実施する。

文化財の修理技術や用具・原材料の調査・確保・支援、文化財の修理案件への十分な対応ができる体制を整備するため、文化庁に「修理調査員」を配置するとともに、「文化財修理センター（仮称）」の設置に向け、必要となる財源の具体的確保の方法や、法的な整備の必要性も含め、検討を進める。

（２）修理周期の適正化と事業規模の確保

文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うため、次の区分に応じた周期（以下「適正な修理周期」という。）で修理を実施することを前提として、計画期間の最終年度までに必要な事業規模を漸次確保することを目指す。

- ・ 建造物（木造）・・・維持修理：30年周期、根本修理：150年周期
- ・ 美術工芸品・・・応急修理：10年周期、本格修理：50～100年周期
- ・ 史跡・名勝（以下「史跡等」という。）・・・概ね30年周期

また、文化財の防火・耐震対策を推進するとともに、事業規模の確保につながるため、寄付を含め多様な資金調達を促進する仕組みを検討し、文化財の保存と活用の好循環の構築を図る。

4. 重点的な取組内容

（１）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

（用具・原材料の生産支援の拡大）

- ・ 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料について、品目ごとに、その生産状況や生産者の実態把握を進める。その上で、最終消費者である修理技術者や製作者、実演家に至るまでの供給連鎖の状況も踏まえつつ、後継者養成等のための即効性のある支援措置として、生産支援の支援品目たる分野を順次拡大（5分野（令和3年度）→25分野（令和8年度））することを目指す。
- ・ 「ふるさと文化財の森」の建造物以外への資材の供給等について検討を進める。

（用具・原材料に係る調査・研究）

- ・ 用具・原材料に関する需給調査や調査研究を実施し、調査で得られた知見の集約・情報発信を定期的・継続的に実施する。これにより、生産見通しや代替材料の必要性などの課題を把握し、分野横断的な生産集約など、需給安定化に向けた取組につながる。
- ・ 文化財の保存・継承に不可欠で国内生産が危機的な状況にある原材料について、順次リスト化・公表し、管理等業務支援などの取組を通じて安定供給につなげる。

また、伝統的な原材料の質を科学的に検証する。

(用具・原材料に係る情報発信、需要の創出)

- ・国指定文化財建造物において、修理に伝統的な工程・原材料で製作された和紙や畳等の活用を推奨し、積極的な情報発信を行うことで需要の創出を図る。
- ・伝統的な技術によって製作された楽器や衣裳等の購入・修理需要創出に資するよう、重要無形文化財の保持者や保持者の団体への支援等を活用することを促す。

(関係省庁との連携)

- ・地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した伝統木造建造物の資材の確保・育成（農林水産省）、刑事施設との連携による原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組を活用した後継者確保（総務省）など、関係省庁の施策と連携した取組を検討・推進する。

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

(選定保存技術保持者・保存団体の拡大)

- ・後継者養成に課題のある文化財保存技術について、支援分野の拡大及び確実な技術継承の担保の観点から「選定保存技術」保持者・保存団体の認定を拡大（58人34団体（令和3年度）→80人47団体（令和8年度））することを目指す。この際、技術の安定的な継承や文化財の適切な保存のため、保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進する。

(後継者養成の充実)

- ・後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置することにより、後継者養成の安定的な機会確保を図る。また、伝承者養成等の事業に係る経理や研修の事務的作業等の管理業務についてサポートする体制を整備する。
- ・文化財修理技術者や用具・原材料生産者（特に、若手や中堅層）を対象とする表彰制度を創設し、早期に実施する。

(社会的認知度の向上)

- ・選定保存技術について、広く認識され親しみを持ってもらえる通称を付与し、社会的認知の向上を図る。

(修理調査員の文化庁配置による体制強化)

- ・美術工芸品等の修理技術や用具・原材料の確保に関する調査研究や後継者養成の方針作成などを行う者を令和4年度から「修理調査員」（文化庁非常勤職員）として30人配置し、文化財修理等に係る人的体制の強化を図る。

(国立の文化財修理センター（仮称）の設置)

- ・美術工芸品の修理技術、用具・原材料生産に関する課題及び美術工芸品の修理拠

点として整備された京都国立博物館文化財保存修理所の老朽化・修理スペース不足などの課題に対応するため、「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置することを目指す。令和4年度から整備に向けた調査研究に着手し、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能等の必要な機能の検討など、事業化に向けた検討を順次進める。

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

(建造物)

- ・伝統的な木造建造物について、適正な修理周期での修理を実施し、国内外の幅広い者が文化財としての価値を享受できるよう、国宝・重要文化財（建造物）について、年間161件の修理が可能となる事業規模を確保することを目指す。具体的には、建物の機能を健全に維持するために行う維持修理を年間94件程度、建物の主要構造部材が破損している場合に補修・補強を行い健全な状態に回復させる根本修理を年間54件程度、高度な専門的調査を必要とする国宝等の建造物や長期又は特殊な技法による修復が必要な建造物の修理である特殊修理を年間13件程度実施することを目指すし、令和8年度までに必要な事業規模を漸次確保する。

(美術工芸品)

- ・美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理（10年周期）と、全体の補強を行う本格修理（50～100年周期）を適切に行うことが必要である。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財（美術工芸品）について、令和8年度までに必要な事業規模（年間280件）を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

(史跡等)

- ・史跡等について、我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するために必要な整備が可能となる事業規模を確保する。具体的には、年間495件の整備事業の実施を目指すし、令和8年度までに必要な事業費を漸次確保する。また、整備計画期間の延長案件が累積している現状（令和3年度において114件）に鑑み、累積事案の早期解消に向け、安全確保のための緊急性や文化観光資源としての重要性の観点を踏まえて着実に事業を推進する。

(防火・耐震対策の推進)

- ・「防災・減災、国土強^{じん}化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日文部科学大臣決定）に基づき、不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財（建造物）236件を対象として防火対策を進め、令和6年度までには世界遺産・国宝の進捗率100%（103件）を実現し、令和2年度

から令和8年度までに累積して147件の完了を目指す。

- ・耐震対策については、不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財（建造物）で緊急性が高い207箇所の対策を早急に進め、耐震診断を令和7年度までに着手率50%を実現し、令和2年度から令和8年度までに累積して169件の着手を目指す。また、耐震診断後、耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）を毎年20件～28件程度実施することを目指す。

（文化財修理需要の可視化、創出）

- ・修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資するため、国指定文化財について、分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を進める。

（多様な資金調達の促進）

- ・国指定文化財を適正な修理周期で修理するために必要な事業規模の確保を図り、そのうえで、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。

（幅広い裾野の拡大）

- ・文化財保存活用地域計画について、さらに地域での取組が進むよう、域内の文化財の把握調査や協議会の開催等への支援を通じ、計画の作成を一層促進する。
- ・建造物修理現場の公開、文化財保存技術を紹介する機会の提供等を通じて、文化財保護に関する普及・啓発を図る。
- ・民間資金の活用を含めた取組等により、地域振興や観光など文化財の活用に伴う文化関係収入を次の保存修理費に役立てるなど、地域の中核となる文化財の戦略的な保存と活用の好循環形成を図る。

(別紙) 4. 重点的な取組に係る現状と5か年の成果イメージ

項目	現状（令和3年度時点）	目標（令和8年度末時点）
（1）文化財修理のための用具・原材料の確保		
用具・原材料の生産支援の拡大	5分野	25分野
（2）文化財の修理技術者等の養成と修理場の確保		
選定保存技術保持者・保存団体の拡大	保持者 58人 保存団体 34団体	保持者 80人 保存団体 47団体
後継者支援（研修経費）	—	17分野 必要に応じて他分野にも拡大
修理調査員の文化庁配置による体制強化	—	30人（令和4年度） 必要に応じて他分野にも拡大
国立の文化財修理センター（仮称）の設置	—	整備に向けた調査研究（令和4年度） 調査研究を踏まえて検討
（3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保		
建造物（木造）	137件（年間修理件数）	161件
美術工芸品	200件（年間修理件数）	280件
史跡等	308件（年間整備件数）	495件
防火対策（建造物）	27件（整備完了数）	147件
耐震対策	38件（累積着手数）	169件